

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

| | | | |
|----------------------------|---|--|---------|
| 処 分 名 | 高額療養費資金の貸付決定 | | |
| 根拠例規及び条項 | 多治見市国民健康保険高額療養費貸付基金条例(昭和 53 年条例 3 号)第 8 条 | | |
| 所 管 部 課 名 | 市民健康部 保険年金課 | | |
| 審 査 基 準 | 関係法令等及び条項 | — | |
| | 基 準 | 資金の貸付を受けようとする者は、市長の定めるところにより申請しなければならない。 | |
| | 設定年月日 | 昭和 53 年 3 月 30 日 | 最終変更年月日 |
| 標 準 処 理 期 間 | 標準処理期間 | 総日数 1～3 日程度 (注：休日は含まない。) | |
| | 内 訳 | 経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1～3 日 | |
| | 設定年月日 | 昭和 53 年 3 月 30 日 | 最終変更年月日 |
| 備 考 | | | |